

生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会ワーキンググループ
(横断的課題検討班)
第1回議事録

厚生労働省社会援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
ワーキンググループ 横断的課題検討班（第1回）
議事次第

令和3年12月3日（金）
13:30～16:00
オンライン開催

【議事】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 座長の選任
 - (2) 生活困窮者自立支援制度における横断的な課題について①
 - ・ 事務局説明
 - ・ 構成員からの発表
 - ・ 質疑・意見交換
3. 閉会

【配布資料】

- 資料1：生活困窮者自立支援制度における横断的課題について①
資料2：構成員提出資料

2021-12-3 第1回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ（横断的課題検討班）

○唐木室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第1回「生活困窮者自立支援制度のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ（横断的課題検討班）」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、座長の選任までの間、進行を務めさせていただきます、生活困窮者自立支援室長の唐木でございます。よろしく願いいたします。

横断的課題検討班としては初回の開催になりますが、構成員の皆様のお紹介につきましては、11月22日の第1回ワーキンググループで行いましたので、省略させていただきます。

会場の報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

また、今回の検討会は、傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。本検討会では、これ以後の録音・録画を禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

それでは、本検討会の座長の選任に移らせていただきたいと思います。選任につきましては、構成員の互選ということになっております。立候補または推薦はございますでしょうか。

鏑木構成員、お願いいたします。

○鏑木構成員 五石構成員を推薦いたします。五石構成員は、就労支援の分野を中心に、困窮者制度の検討に幅広く関わってこられていらっしゃるのと同時に、ひきこもりの方に対する支援をはじめ、地域や海外での様々な取組に関する研究実績も豊富でございます。困窮者制度を横断的な観点から見直す際には、座長として適任だと考えます。

○唐木室長 ありがとうございます。ただいま、鏑木構成員より五石構成員の推薦がありました。ほかにいなければ五石構成員にお願いできればと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（首肯する委員あり）

○唐木室長 ありがとうございます。

それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、五石構成員に本検討会の座長をお願いしたいと存じます。

それでは、五石座長より一言御挨拶を頂戴したいと思います。

○五石座長 大変過分なお言葉をいただきまして、どうもありがとうございます。大阪市立大学の五石と申します。

円滑な議事運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様、どうぞよろしく願いいた

します。

○唐木室長 ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、五石座長にお願いしたいと思います。

○五石座長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議題は「生活困窮者自立支援制度における横断的課題について①」です。

進め方としましては、まずは事務局から資料に沿って御説明いただきまして、その後、3名の構成員より、それぞれの取組等について発表をしていただきます。最後に、質疑及び意見交換の時間を設けたいと思いますので、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、事務局より御説明をよろしく願いいたします。

○本多専門官 画面共有で説明させていただきます。

今回、「生活困窮者自立支援制度における横断的な課題について①」ということで資料を作成しております。

まず、資料の全体の構成になりますけれども、まず「生活困窮者自立支援制度の在り方や関連施策との関係について」ということで、生活困窮者自立支援制度の理念や在り方、地域共生社会・重層的支援体制整備事業の概要、その他の孤独・孤立、ひきこもり、ヤングケアラーといった関連施策との関係についてということをつけております。次に、「地域の支援関係機関・関係分野との連携強化について」というものが30ページ以降。最後に、「地域づくり・場所づくりについて」という3つをテーマにしております。

まず、自立支援制度の在り方や関連施策との関係についてというところになりますけれども、初回の論点整理検討会とかワーキンググループの中においても、様々な構成員の方から、地域共生とか孤独・孤立とか、困窮法施行以降の新たな動きと、困窮制度との関係整理・連携が必要ではないかといった御意見ですとか、あとは、こちらにありますとおり、分権的・創造的な支援とか包括的な支援といった、困窮制度施行当初からの各理念というものが、施行後、年月を重ねるにつれて、そしてコロナの影響もある中で若干変わってきているのではないかとといった御意見をいただいていたところでございます。

これ以降の資料については、そういった理念の在り方とか関連施策との関係といったところについて、事務局のほうで整理を試みているものになっております。

まず、5ページが生活困窮者自立支援制度の理念という資料になっております。平成30年の改正法において、法律の中にもかなり明文化されているものではありますけれども、制度の目指す目標として、生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりといった大きな2つの目標が掲げられております。

そして、3番になりますけれども、新しい生活困窮者支援の形として、(1)から(5)までありますとおり、包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、最後、分権的・創造的な支援といった5つの支援の形ということが目指されていたものになっております。

次のページですけれども、そのような困窮法の理念とか支援の形というものについて、

当初、こういった内容を意図していて、それが施行後やコロナでどのように影響を受けているかといった資料になっております。

左側が、前のページで見た理念や支援の形で当初目指していたものを詳しく書いていまして、右側の課題のところは施行後7年経ってきている中で顕在化してきている課題ということで、例えば支援員やアウトリーチの充実、相談員の能力、社会資源開拓、地域づくりのノウハウ、任意事業の実施率といったところが課題として見えてきているのかなと考えております。

下の四角囲いのところにありますけれども、こういった、施行後、コロナに関係なく見えてきていたような課題に加えて、コロナの影響によって、相談者数とか相談者像の変化というものがありまして、さらに理念に基づいた支援というものが難しくなっているのではないかと考えております。

こういった理念に加えまして、生活困窮者自立支援法が対象としている生活困窮者の考えについても広がりを見せてきているのではないかとこのところを次の資料でつけております。困窮法の平成30年改正の中で、生活困窮者の定義規定を改正しておりまして、就労の状況とか心身の状況、地域社会との関係性その他の事情によりといったところで、幅広く困窮者を見られるように改正しているところでございます。

8ページの資料になりますけれども、当初の主な対象者像としては、ここにある四角で囲っているような、福祉事務所に来たけれども、生活保護に至らない方とか、ホームレス、ひきこもりの方といったところが典型的な対象者像として想起されていたところですが、そういったものに加えまして、雲のような形になっているところですが、フリーランス、個人事業主の方といったところが、コロナとかもあって見えてきているところではないかと考えております。

9ページ、困窮制度の概要になっておりまして、10ページは、連携通知で既に相当な分野との連携をしておりますので、そちらの現状の連携の例を示しております。

ここまで目標とか理念を見てきましたけれども、(2)として、地域共生社会とか重層的支援体制整備事業との関係という資料をつけております。

まず初めに、困窮制度と地域共生社会、また重層的支援体制整備事業のそれぞれの趣旨ということで整理を試みております。

上にあります困窮制度の趣旨としては、生活に困窮するおそれのある者や生活困窮の状態にある者に対して、生活保護に至る前の段階で支援を行うことによって、自立促進を図っていくものであり、個人の尊厳を保持した上で包括的かつ早期の支援と支援を通じた地域づくりといった理念の下で、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みづくりを目指して実践を積み重ねてきております。

その後、地域共生とか重層的支援体制整備事業の趣旨としては、困窮制度で実践を積み重ねてきたような包括的支援とか地域支援といった考え方を、ほかの障害とか介護といった分野にも広げていって、共通理念化をしていったものであると言えるのではないかと書

いております。それが地域共生社会の考え方ですけれども、そのうち、特に重層的支援体制整備事業については、そういった地域共生社会の理念を実現するための一つの仕組みなのではないかといったことを書かせていただいております。

次のページ以降、地域共生社会に関する基礎的な資料をつけております。

具体的な事例なども19ページ、20ページでお示ししております。

21ページが、先ほど両方の趣旨ということで説明したものを若干補足する形で、イメージをつけているものになるのですけれども、生活困窮者自立支援制度ができた後に、重層事業が出てきて、それぞれどういった関係なのかということイメージで整理を試みているものになります。

困窮制度をやっている自治体の中でも、重層に移行しているところもあるわけですけれども、重層事業が始まったからといって、生活困窮とか子ども・障害といった、それぞれの機能が重層事業によって代替されるものではなくて、そういったもともとあった制度間の連携というものを容易にすることによって、包括的な支援体制を整備するというのが重層事業の目指しているところだろうということを書いております。

一方で、困窮制度そのものについても、重層事業が始まることによって、参加支援とか地域づくりといった重層事業の取組というのも活用することによって、困窮制度としてもより広がりを見せていくのではないかと書いております。

ここまで地域共生と重層事業に特化したところで見てきましたけれども、(3)として、それ以外の関連施策との関係性を整理しております。一例として、孤独・孤立とかひきこもり、またヤングケアラーといったトピックを挙げておりますけれども、これにかかわらず、関連する施策と困窮制度とはどういう関係性なのかということを書いております。

23ページ以降、孤独・孤立とかヤングケアラー、ひきこもりといったところの直近の取組の内容をつけております。

27ページになりますけれども、こういった生活困窮者自立支援制度と孤独・孤立とか就職氷河期世代、ヤングケアラーといったところとの関係で、ちょっとイメージをつくっておりますけれども、困窮法が平成27年に施行されて以降も、就職氷河期世代とか孤独・孤立、ヤングケアラーといった特定の属性とか状況に着目する形での支援策などが、政府に会議が立ち上がるなどして取りまとめられてきたという状況があるかと思えます。

一方で、生活困窮者自立支援制度は、特定の属性とか状況にとどまらず、そういったものが複雑に絡み合っているような状況も含めた生活困窮という状態を対象としているものと言えるかと思えます。困窮者自立支援に当たっては、ここに書いてありますとおり、自立相談支援機関など、生活困窮者自立支援制度の実施をする主体が、後から立ち上がってくるような就職氷河期世代とか孤独・孤立、ヤングケアラーといった個別の属性・状態に着目した支援策について、そういった状況をリアルタイムで把握するとともに、それぞれの関係機関等にも困窮制度を周知するなどによって、相互に支援や適切なつながりに活用できる仕組みづくり、一例として、研修とか国からの連携した周知などによって、お互い認

識してもらおうといったことが重要ではないかということを書かせていただいております。

ここまでの理念の話とか共生、あとは関連施策との連携について、現状と課題と検討の視点ということで書いております。

現状・課題としては、生活困窮者自立支援制度の施行から7年たって、コロナの影響などによって大きく影響を受けている中で、制度の理念とか支援の形が変質してきているといった指摘がございます。

2 ポツ目ですけれども、地域共生社会というのは、もともと生活困窮者自立支援制度で目指してきたような理念を、ほかの分野にも広げて推進していくものと言えるのではないかと。その一方で、重層事業の実施の有無にかかわらず、そういった地域共生という理念を生活困窮者自立支援制度の中においても実現していくことが重要なのではないかと。

3 ポツ目ですけれども、重層事業においては、特に参加支援とか地域づくり事業において、関係機関とか民間企業と連携して、多様な参加の場を増やすための取組が進められております。

最後ですけれども、孤独・孤立とかひきこもり支援、ヤングケアラーといった支援については、特定の課題や特性に着目して支援を行うものですが、生活困窮者自立支援制度の対象と重なる部分というのも大きくなっております。

そういった現状・課題を踏まえた検討の視点として、4点挙げております。

1 点目としては、生活困窮者自立支援制度施行当初に掲げていたような理念とかあるべき形というものに立ち返るために、どういった見直しとか取組の推進を図るべきかといった点。

2 点目として、地域共生社会の理念というものを、生活困窮者自立支援制度の中でどのように共有を図っていくかという点。

3 点目ですけれども、重層事業における取組も踏まえて、地域の実情に応じた参加の場の創出など、生活困窮者自立支援制度の中での横断的な課題解決をどのように進めていくかという点。

最後ですけれども、生活困窮者自立支援制度として、今後どういった分野とどのように連携を図っていくかといった点を挙げております。

大きな2つ目ですけれども、「地域の支援関係機関・関係分野との連携強化」ということをつけております。こちらは、前回、11月22日の初回のワーキンググループで、自立相談支援事業の在り方についてというところで示している資料と若干重複しておりますので、少し飛ばしながら説明させていただきます。

まず、新たにコロナの前後に連携強化した機関とか分野というのは、前回もお出ししている資料になっております。

34ページは、自立相談支援機関とフードバンクとの連携状況の資料になっておりまして、こちらは農林水産省の調査になりますけれども、フードバンクから提供される食品の受取先としては、困窮者支援団体がかなり大きくなっております。

また、フードバンクと自立相談支援機関との連携の具体的事例ということでつけておりますけれども、自立相談支援機関がそれぞれ申込みと食品の受渡しまでやっていくパターンが左側ですけれども、申込みは自立相談支援機関なのだけれども、食品の受渡しはフードバンクからされるようなパターンと両方あるということをつけております。

また、三重県鳥羽市の事例として、生活協同組合と自立相談支援機関が協定を結んで、定期的に食品を提供しているような事例についても紹介させていただいております。

次のページです。社会福祉法人の責務になっている「地域における公益的な取組」の実践事例ということで、4つの事例をつけさせていただいております。

また、庁舎内での分野間連携ということで、滋賀県東近江市の事例として、労働部門と困窮部門が連携している事例についてもつけております。

また、法律相談との連携ですとか居住支援との連携事例といったところもつけさせていただいております。

この章は事例紹介がメインになっているのですが、こういった関係分野との連携強化に関する検討の視点といたしましては、現状・課題として、コロナの影響もあって、個人事業主とかフリーランスといった新たな支援層が顕在化していて、従来の分野にとどまらず、多機関の連携というのが強化されているということがあると言えます。

また、地域における活動として、フードバンクですとか「地域における公益的な取組」といった独自の取組が進められている状況があるかと思えます。

検討の視点といたしましては、こういったコロナの影響もあって顕在化した新たな支援層に対応していくために、さらにどのような分野とか機関と連携を進めていく必要があるかといったことですとか、幾つか例示を挙げさせていただきましたけれども、福祉以外の他分野との連携強化をどのように図っていくか。

あとは、行政機関にとどまらず、フードバンクとか社会福祉法人といった民間団体との連携をどのように進めていくかといった点を挙げております。

大きな3つ目といたしまして、「地域づくり・居場所づくり」ということで資料をつけております。

こちら事例紹介がメインとなっておりますけれども、3つの地域における居場所づくりの取組について紹介させていただいております。いずれの事例についても、困窮者と自立相談支援機関だけの関係性ではなくて、地域住民の方の参加なども得ながら地域づくりが進められている事例になっております。

また、自立相談支援機関だけではなくて、生活困窮者自立支援制度のそれぞれの事業における居場所づくりの取組事例ということでつけております。こちらのページは、就労準備支援事業における居場所づくりの取組事例として、2つの事例をつけております。

また、子どもの学習・生活支援事業における居場所づくりの取組もつけさせていただいております。

50ページ、51ページは、国のほうの予算として、こういった居場所づくりを支援してい

く事業を実施しているということをつけております。

最後、52ページですけれども、地域づくり・居場所づくりに関する現状・課題としては、支援の現場では、公的機関への相談に心理的ハードルを感じる方や、長らく社会的孤立にあった方などを支援につなぐ一環として、このような居場所づくりの取組というものが進んでおります。

こうした取組を進めるに当たっては、困窮者だけではなくて、地域住民が広く集って交流することによって進めていくことが非常に重要であると言えるかと思えます。

検討の視点としては、このような居場所づくりの取組をさらに進めていくためにはどのようなことが考えられるのか。特に、地域住民の方の理解とか参加というものを得ながら進めていくことについて、どのように考えるかといったことを挙げさせていただいております。

事務局からの資料の説明は以上になります。

○五石座長 ありがとうございます。

それでは、これより構成員の発表に移りたいと思います。本検討班におきましては、自治体や実践者の方々に、それぞれテーマに関連する取組や提案について発表していただくことにしております。

本日は、「生活困窮者自立支援制度の在り方や関連施策との関係」に関して、朝比奈構成員、間海構成員、「地域づくり・居場所づくり」に関して、谷口構成員より発表いただきます。その他の自治体や実践者の方々については、第2回検討班での発表をお願いしております。

発表時間につきましては、御自身の発表と本日の事務局の説明に対する御意見を、併せて15分程度でお話いただきたいと思っております。細かいことを申し上げて恐縮ですけれども、発表の途中で、10分で1回、14分で2回目、15分で3回ベルを鳴らしますので、3回目のベルが聞こえましたら、お話を終えていただくようお願いいたします。事務局の画面にタイマーが表示されますので、そちらも参考にいただき、進行に御協力いただけたら幸いです。

それでは、早速、朝比奈構成員より御報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○朝比奈構成員 市川市生活サポートセンターそらの朝比奈です。よろしく申し上げます。

まず、今日の発言は3点申し上げたいと思います。まず1つが、10代後半以降の若年層への支援の課題。2つ目が、細く長く見守るための公的保証の仕組みづくりの必要性。3つ目が、福祉分野の委託事業における人材の確保と育成について申し上げたいと思います。

まず、発言の前段階として、私が仕事をしております市川市について、若干御説明させていただきます。人口が49万人、これは今まだ増え続けています。高齢化率は21.5%と、東京に近い首都圏で、比較的まだ若い地域と言っているかもしれません。

その中で、社会福祉法人一路会が、千葉県の中核地域生活支援センター事業の実績をも

とに、随意契約で委託を受けております。委託事業自体は、自立支援と就労準備と家計改善と一時生活、これは1つの仕様書になっておりまして、一路会が委託を受け、ホームレス支援のガンバの会というNPO法人と、企業組合We need、これは認定訓練などの指定を受けておりますけれども、2つの団体と協力しながら、職員の出向を受け入れて、常時13名の職員を配置して対応しております。

2017年以降の新規相談者数とプラン数の推移です。昨年度は、御多分に漏れず、コロナで窓口が大変混雑しましたけれども、今年は若干落ち着いておりますが、それでも一昨年よりも相談者数は増えておりまして、月平均60人から70人の新規相談受理という状況の中にあります。

次の発言の前提として、相談者の年代ですが、恐らく全国平均と比べて若い年代層の相談が多くなっていると考えています。具体的には、20代が16.5%、30代が13.9%という数字になっております。

まず、1つ目の問題提起、若年層への支援の課題です。

全国的には40代、50代というところが一番多い年代層になっていると思いますけれども、困窮者支援のアプローチ、フォーマットが、若年層を意識したものになっているかどうかということを危惧しています。これは現場で私たちが10代、20代の若者たちと出会って、なかなか援助関係を築くに至らず、支援が中断してしまったり、方向性が見出せなかったという苦い経験に基づいて申し上げます。

彼ら・彼女らにとっては、今すぐの支援が公的・社会的な支援につながるきっかけになっています。具体的には、今日泊まる場所であったり、すぐにお給料をもらえるお仕事であったりするわけで、風俗とか犯罪組織とか危ない知人に、私たち福祉の支援が十分に對抗できていない。風俗ですぐに仕事と住まいを提供してくれるから、そっちに行ってしまうみたいなことは非常に多くあります。

それから、もう一点、多くが貧困や暴力の中で幼い時代を過ごしてきた子どもたち、若者たちについてです。身寄りのない、親族を頼れない若者たちには、親族に代わる公的な保証の仕組みが必要ではないか。もちろん、居住支援法人等々によってサポートを受けられる部分がありますけれども、この公的な保証の仕組みというのは、いわば親族に代わる後ろ盾というイメージが必要なのではないかと思っています。

彼らに関わる支援のスパンというのは、非常に長い時間がかかります。一旦、プラン化しても途中で中断してしまったり、一旦は終結したけれども再来でつながったり、支援の枠組みを出たり入ったりしなから、その子どもたち、若者たち、発達のための十分な環境を保障されてこなかった人たちのモラトリアムを社会で支えていくという姿勢が必要なのだろうと思います。

それから、支援体制のバリエーションをさらに創造していく必要があると思います。例えば、私どもで実施しております一時生活支援は、アパートの借り上げですけれども、隣に入居した人同士でのトラブルなどが起きたこともありました。例えば、若年女性で、場

合によっては性暴力被害の経験をしている人たちには、もう少し特別な枠組みを用意する必要があるかもしれません。

それから、親子関係の葛藤に向き合う、付き合うという場面があつて、そのときに40代、50代が中心となった相談支援員ですと、どうしても親と重なってしまう面がありますので、当事者により近い、若い支援の人材も必要だろうと思っています。

それから、彼らとつながった後、日常的なやり取りについては、SNSなどのツールが非常に有効であると感じています。相談の入口でSNSを活用するということは、もちろん検討の余地があるのですが、正直、一自治体のレベルで、まだそこまで手が出せていない。その辺りについては、できれば都道府県、それから国などの取組と連動していくということが考えられるかなと思っています。

それから、先ほども他分野との連携というお話がありましたけれども、この子どもたち、若者たち、若年層への支援を考えたときに、さらなるネットワーク先を開拓していく必要があると思います。いずれにせよ、若者は、市町村域を越えて、どんどん動いていきます。先ほども申し上げましたが、よりそいホットラインや若者向けのSNS相談等と連動した広域の体制づくり、まさに重層的な体制づくりが必要なのではないかと思います。

続いて、公的な保証の仕組みづくりの必要性です。

先ほど来、地域づくり・居場所づくりの取組の事例なども伺いましたけれども、一方で居場所をつくって、そこにつないでいくことの限界を感じています。1つは、本人の側の動機づけです。それから、生活の状況が変化していったときに、一旦つないだものが切れてしまう。例えば、家族の形が変わったとか、もちろん転居ということも含めて、そこで結局切れてしまうことがあります。それから、多様な相談者の人たちをつないでいく資源についても不足していて、これは私たちの地域づくりがまだまだ足りていないところです。それから、働いていて時間に余裕がない人たちが自分のタイミングで行ける場所がそうそうあるわけでもないということもあります。

もう一つ、社会的な慣習ということも少しずつ見直されてきていますけれども、それでもまだまだ保証人や緊急連絡先がなければ、住所も置けなかったり、場合によっては仕事に就くこともできない。そういう意味では、社会から排除されてしまっている人を、こうした公的な保証の仕組みをつくっていくことで、もう一度社会につないでいく、参加を後押ししていくことができる。まさに参加支援の位置づけになるのではないかと私は考えています。

それから、今、居住支援法人がどんどん増えていますけれども、身寄りのない人や居住困難者が、例えば住宅の契約をする際の情報の非対称性ということをもっと検討する必要があるあつて、居住支援には一定、公共性の基盤というものが必要ではないかと思っています。現行の住宅セーフティネットがその公共性の基盤になり得るのか。そうでなければ、もう少し細やかな配慮を持った仕組みを、さらにつくっていく必要があるのではないか。

私の思っている公的な保証の仕組みというのは、その人に何かあったときに誰が動くの

かということを確認し、その人に関わるどんな経過があったのかという情報がストックされて、例えば家賃の滞納があったとか、近隣トラブルがあったとか、様々な課題が起きてきたときに、その発信が集まる拠点、その人を細く長く見守る糸が集まってくる拠点のイメージです。この検討会で先駆的に取り組まれている長野県社協の中島さんから御発題があると伺っておりますので、そこも含めて議論を深めていければと思っております。

3つ目の問題提起になります。相談支援の委託事業における人材の確保と育成です。

公的部門における相談支援の民間委託はどんどん進められています。地域包括支援センターや障害の相談支援事業。それから、今後、子ども分野の利用者支援事業等々、恐らく民間法人が様々な委託を受けていく、アウトソースが進んでいくという事態になるかと思っております。その場合に、委託契約の在り方や地域全体での相談支援に携わる人材の確保・育成をどのように考えていくかという点です。

1年もしくは数年の委託契約の中で、職員の待遇やキャリアをどのように保障しているのか。例えば、1年契約ですと、昇給財源を留保するということがないません。そこをどうしたらいいのか。

それから、一方で、相談支援の分野の中だけで育成を考えていくべきではないと思っておりますし、介護や保育、障害者支援等のケア分野の経験も相談支援に非常に有用であると思っておりますし、そこでどういうふうに福祉分野全体が動いていくかということも検討の余地があると思っております。

それから、先ほど若者支援のところでも若手人材の必要性を申し上げましたけれども、私の現場でも、取りあえず有資格者で配置の人数は置いて、プラスアルファでインターンシップやアルバイトで、無資格ですが、学生や、それに近い年代を呼び込んでいく。これは、まだ仕組みまで行っていませんけれども、そんなことも必要だろうと思っております。

それから、今、地域共生社会の政策の中で、市町村全体での断らない相談支援体制づくりということが目指されていますけれども、分野とか組織を超えて、その自治体の中で人材が行き来したり、一緒に働くということが、何よりも縦割りを排した、断らない体制づくりにつながっていくのではないかと思っておりますし、その何らかの仕組みづくりが検討できないかということをお願いしておきたいと思っております。

私の発言は以上です。ありがとうございました。

○五石座長 ありがとうございます。非常に具体的に問題提起を分かりやすくしていただけたと思います。ありがとうございました。

続きまして、間海構成員の御報告をお願いいたします。

○間海構成員 福井県坂井市の間海です。

簡単に私の経歴について、話させていただこうかなと思います。私は、福祉のことは全く素人だったのですけれども、生活困窮者自立支援制度が成立した平成25年から生活保護のケースワーカーとなりまして、そこから自立相談支援事業とともに成長してきたところです。坂井市では、今年度から施行されています重層的支援体制整備事業をスタートさせ

ております。その重層事業のモデル事業であった、多機関協働による包括的支援体制構築事業にも、坂井市は4年間取り組んできたのですけれども、私はこれまで、生活保護のケースワーカーの立場だったり、相談支援包括化推進員としてモデル事業に関わってきたところ です。

坂井市ですけれども、前回の繰り返しになってしまうのですけれども、4町が合併した市です。人口は9万人で、名産品は越前ガニが有名で、高齢化率が、先ほど朝比奈さんの話で21%だったと思うのですけれども、田舎ということで、若者もいなくて30%弱といったところ です。

坂井市の福祉分野の相談体制ですけれども、合併前に4町あったのですけれども、そこに高齢分野ですと包括支援センターが1つずつあって、障害ですと委託相談事業所が2か所、2町ごとに1か所ずつ。あと、生活困窮と子どもの分野ですと、市役所が窓口となっています。

私が所属しています福祉総務課・福祉総合相談室の体制について説明させていただきます。全部で20人います。これが一気にできたわけじゃなくて、平成29年から少しずつ事業を委託して現在の体制になっています。これがみんな市役所で一緒に仕事をしているという感じ です。

黒色が市の職員で、黒以外が市以外の職員です。赤が社協さんで5人いて、水色が障害の事業所さんから来ていただいています。緑色が健康管理支援員ですけれども、これが元精神科の訪問看護師さんに来ていただいています。ひきこもり支援員と書かれているのが、生活困窮のアウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業を活用して、臨床心理士さんに1人来ていただいています。それで、市役所の職員といろいろな事業者がごちゃ混ぜになって困窮支援をやっているという感じ です。

29年度から重層の前のモデル事業に4年間取り組んできたのですけれども、その一つの取組が相談体制をどのようにしていくかという協議でした。その概念図がこちらになります。この三角形の山に例えています。エベレストですけれども、エベレストに登るのは大変なのですけれども、そのエベレストに登るのが世帯とか個人への支援。だから、山へのアタックと世帯の支援を併せているという感じ です。

難しい世帯の支援をする際には、装備とかパーティーを整えないといけないねというのがベースキャンプ、BCと書かれているところで、多機関で連携をどうしていこうか、どういふふうに支援していこうか、その辺を併せて山に例えているという感じで坂井市は支援していこうぜというのがこの図です。

これが坂井市の体制図になるのですけれども、岡山市さんを参考にしています。これだったら、先ほど言っていた、高齢者は包括支援センターに、障害者の相談があったら委託相談事業所に来ていただく。けれども、その中で、高齢分野だけではない問題というのが包括の中でちょっと見えてきたりする場合については、例えば障害があるということだったら、障害の子どもさんがいらっしやったり、相談者に障害があるとか、いろいろな事例

が重なっている場合については、基本的には各分野で調整しながら支援に当たっていくというイメージです。

問題が複合過ぎるとか、整理が必要だったり、支援が困難な場合については、相談支援包括化推進員に振って、先ほどのベースキャンプで会議を開くというイメージになります。これを坂井市の相談を丸ごと受け止める会議体ということで、さかまる会議と呼んで運用しています。

さかまる会議ですけれども、生活困窮者自立支援法第9条の支援会議に基づいて運用していました。それで、今年度、社会福祉法が改正されて、106条の6でしたか、今、そちらに根拠を変えようとなっています。その会議ですけれども、定例的に開催しています。ちょっと特徴的なのが、福祉の行政担当課の係は全員参加でやっています。例えば、障害、高齢、子ども、困窮、生保、地域づくり、こういった分野の行政職員は、どんなケースでも絶対参加というルールにしています。坂井市はどういうものが困難事例なのかということ、どの分野も把握しておく必要があるだろうということで、このようなメンバーで会議をさせていただいているところです。

実際、どんな感じでやっているかという事例を通して、ちょっとお話できればというところです。これは、実際の事例を参考にした架空のものです。包括支援センターからつながってきた70歳のお母さんがいらっしゃって、ひきこもりの娘さんがいらっしゃるという事例なのですけれども、お母さんの年金で2人は生活していました。お母さんが入院することになって、その後、老健に入所して、すぐ出ていかないといけないからグループホームに入所を勧められている状況でした。ですけれども、お母さんの年金だけではグループホームの利用料が払えない状況。年金では、グループホームの利用料がぎりぎりという状況。

お母さんの年金はお姉さんが管理して、そこでやり繰りをしていくわけですがけれども、妹さんになかなか会えなくて、お金を玄関先に置いていく。それぐらいいいか安否を確認できない状況で、お姉さんがちょっと困ったな、どうしようという事例です。また、2人を支援しつつ、子どもさんも障害を抱えていたり、親御さん、義理のお父さんとかも介護が必要とか、そういう非常に大変な状況で、どういうふうにこれを解きほぐしていこうかという話になるのですけれども、そういう事例があった場合にいろいろな機関が参加して、それじゃ誰が何をしたいかみたいなのを丁寧に考えていくということをして、事例へのアプローチとか役割分担みたいなのをしていました。

こういう会議を繰り返す中で、課題も感じていました。例えば、本人が関わりを拒否する。同意を取って情報共有しないといけないと思うのですけれども、ひきこもりだったり、支援を拒否する方というのは同意を取ることが難しいなと思っていました。情報共有の同意が得られないのです。

さっきのケースみたいな感じで、例えばひきこもりの40歳の娘さんに対して支援というのが、例えば70歳のお母さんの支援者と40歳の娘さんへのアプローチというのは、いろい

ろな機関が情報を共有しながら支援していかないと難しかったり、お金の問題、生活保護とか生活困窮の問題もあったりして、いろいろな機関が協働して支援に当たっていかないといけないけれども、全然同意が得られない。けれども、実際は共有していかないと支援が進まないというパターンはあるのです。そういったところについては、何かうまいことできないかなと思っています。

情報共有の同意のあるなしにかかわらず、関わり続けることになった場合に、今期はこんなことをしたということ障害や高齢分野が分かっていると、スムーズに連携しやすいのですけれども、その情報の取扱いというのが不明確といいますか。例えば、グループウェアなのか分からないのですけれども、システムを構築して、誰でも見られるような仕組みがあると、楽に共有ができて、例えば電話で今日訪問できましたかということを知ると時間のロスになってしまうので、共有できるような仕組みみたいなものがあつたほうがいいのではないかと感じていました。

あと、ひきこもりの支援についての意見ですけれども、アウトリーチ等の充実による自立相談支援強化事業というもので、今、ひきこもりの支援をやっているのですけれども、これが令和4年度で終わるとなっているのですけれども、こういうひきこもりの支援というのも、坂井市にとってはすごく大事といいますか、今、臨床心理士さんにやってもらっているのですけれども、結構積極的にいろいろなところに行っていたいただいて、すごく活躍しているので、今後もこの仕組みは残していただきたいなと考えています。

あと、重層事業のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業があるのですけれども、これもアウトリーチ、サービスを届けるみたいな、かぶるような事業ですけれども、これは坂井市は生活困窮のほうはひきこもりさんで、こっちだとまだサービスが届いていない方を勝手にすみ分けして運用しているのですけれども、そういう自治体判断で自由に対象者を分けてやらせていただくと非常にありがたい。それで、このままやらせていただきたいということを思っているところです。

あと、話が全然違うかもしれないですけれども、生活保護の健康管理支援事業で健康管理支援員さんというのを、看護師さんに来てもらっているのですけれども、この方が生活保護の方だけじゃなくて、生活困窮の方も支援できるようになるといいなと思っています。生活に困窮されている方は、病院に行けていなかったり、ちょっと精神ぽいなと思うのだけれども、素人判断ではなかなか分からないということで、今の看護師さんに一緒に来ていただいて、看護師さんからちょっと専門的な助言をいただいて、医療機関とか障害分野等のヘルス分野の連携の要みたいな感じでやらせていただくと、生活困窮のほうもいいのではないかと考えていたところです。

私のほうからは以上です。ありがとうございました。

○五石座長 ありがとうございます。時間を非常に守っていただいて、ありがとうございます。ちょっと早めに進んでおりますので、またほかの構成員の方から御発言いただいて、さらに報告者への質問もあるかと思っておりますので、そのリプライもまた後でお願いできれ

ばと思います。時間が今のままだと残ると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後になりますが、谷口構成員、よろしくお願いします。

○谷口構成員 早速ですが、御指定いただいたテーマについて、映写資料でポイントをかいつまんで御説明させていただきます。

まず、私どもの課題認識は、最も深刻な状況にある孤独・孤立に係る問題でありまして、過去最多を更新した子どもの自殺者数に示唆される、極めて厳しい現実をいかに変えていくかということにあります。生活困窮者においても同様の考えで、長期にわたり孤立して一家心中を繰り返していた御家庭や、今、画面に出てきております、これらのSNSのメールが示唆するように、孤独・孤立に係る問題は深刻化をたどっているわけで、当事者が相談に来ることを待つ消極的な姿勢では命すら守れないといった現実が広がっていると考えています。

こういった観点から、佐賀では、アウトリーチを基軸に社会的孤立に係る相談サービスのワンストップ化を進めています。子ども・若者育成支援推進法に係るセンター及び指定支援機関、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション事業に生活困窮者自立支援事業を併設することによって、私どもNPOがプラットフォーム機能を果たすことによって統合的に運営し、スケールメリットを生んでいるということでもあります。

アウトリーチの相談ニーズは極めて高く、コロナ禍の昨年度は過去最多、7万9000件超の相談対応を行ったところでもあります。紹介元の7割を行政・専門機関が占めることから御推察いただけるかと思いますが、従来のカウンセリングベースの対応の限界を補う役割を担っているということでもあります。

約2400名を対象に行った実態調査の一部を御覧いただいておりますが、対人関係の問題、依存行動、精神疾患や発達障害等、本人が抱える困難への対応に加えて、家族支援の重要性が浮き彫りになっています。貧困、虐待、DV、ギャンブル依存、保護者の精神疾患等、成育環境に課題を抱える当事者も63.7%と割合が高く、84.7%のケースでは相談受付時に複数領域での困難を多重に抱えていたということでもあります。従来型の専門・分化した縦割りの対応の限界は明らかですが、どのようにこの課題の限界突破を図っているのか、体制面の工夫について3点御紹介します。

1点目は、多職種連携を前提としているということでもあります。御覧いただいているように、統合的運営によるスケールメリットによって、まず、私どもの組織には、国家資格を中心に29種もの有資格者が在籍しています。入口段階で複数の専門職による支援対応を行うことで、複合化した問題に対するアセスメントの精度の向上や支援力の強化を図っているということでもあります。

2点目は、関係性構築のための工夫であります。価値観の多様化、急速な変化が起こる時代、世代のギャップ、関係性構築に当たっての障壁になる場合も少なくありません。そこで、人材育成の仕組みと連動させることによって、20代から80代まで、各世代の支援員を雇用し、世代的条件等も加味した対象者とのマッチングを可能としているということ

あります。

次に、ネットワークの重視であります。法制度に基づく協議会のみならず、今、画面に出しますが、御覧いただいているように、独自に1000を超える関係団体の協力を得ながら、地域レベルから全国規模のネットワークに至るまで、重層的な支援ネットワークを構築しています。どんな境遇の当事者も見捨てないという覚悟に基づいた協働なくしては、この厳しい現実は変えられないと感じています。

テーマである居場所・地域づくりを考えるに当たって留意すべき点というところに移りますが、身近な地域単位の取組は、当事者の目には時に残酷な現実として映ることがあるということをまず指摘したいと思います。孤立の長期化とともに深刻化を遂げ、生きる意欲すら奪われてしまう現実がある一方で、様々な地域での傷つきの中で孤立せざるを得なかった当事者に対する安易な介入。この殺害予告の写真が象徴するように、取り返しのつかない事態につながるリスクもはらんでいるわけであります。特に誤解・偏見を抱かれやすい、ひきこもりやその他マイノリティーの問題であるとか、あるいは地域で発生したいじめや虐待、DV、犯罪被害等の経験者にとっては、身近過ぎる居場所への誘導は悪化の一因ともなり得るということであります。

また、従来型の支援の在り方についても再考が必要と考えています。アウトリーチの対象となった若年の利用者の63.1%が、過去に複数の公的支援窓口につながっているということでありますし、また高齢層のひきこもりを対象に見てみても、62%～77%は、同様に過去公的支援が実らずに孤立化・深刻化していたということが明らかとなっております。ならば、この実態を踏まえた対策が不可欠ということであります。

まず1つ目は、支援過程全般における居場所の位置づけの理解というものが必要かと思えます。特に、貧困だけでなく、虐待やDV等を伴うケース、相談の入口から出口段階までのフローというもので見ていきますと、背景の深刻さ、複雑さを見極めた上で、多職種・多機関連携による本人支援の柱、そして家族支援の柱、同時並行的にアプローチする必要があるということであります。その際は、支援からの離脱を防ぐ、最適化を図る、支援の連続性・発展性を担保するためには、伴走型のコーディネートが不可欠となるわけであります。

また、一過程を担う居場所の役割としては、極度の依存を生まないという観点からは、改善状況に合わせた個別対応から小集団、集団活動への段階的な移行を考慮する必要がありますし、価値観の多様化、孤立化した家庭への配慮ということから言えば、既存のものに当てはめるというわけではなく、本人の興味・関心等に合わせたオーダーメイド型の居場所づくりが求められると考えています。したがって、バリエーションはある意味対象者の数だけ必要となりますし、また地域の枠組みを超えて、我々は提供しているということであります。

とはいえ、これを全て単体で行うことはできないわけでありますし、支援の段階によっては地域との連携を優先すべきこともあります。したがって、自立相談支援事業所等、公

的支援サービスが、重篤ケースに対してはしっかりと責任を負いつつ、必要なものは地域において協働でつくり出すといった取組が不可欠と考えます。

佐賀では、法制度ごとにばらばらに実施されていた各種協議会等の研修会やケース会議を、アウトリーチ機能、実動部隊を持っている我々がハブ機能を果たすことによって、縦割りを超えて合同で実施できる状況にあります。この枠組みを生かして推進しているのが、協働型・創造型の取組ということであり、合同研修会、シンポジウムにおいて、関係機関や当事者、地域の皆さんとともに議論して課題を共有していくわけであり、出てきた課題をそのまま放置しません。私ども、可能な限り、具体案とともに行動宣言、呼びかけを行って、一緒に実現していくことを心がけています。

今回のテーマに沿った取組を紹介すると、さが・こども未来応援プロジェクトが挙げられるかと思えます。これは、私どもの呼びかけに呼応してくれた公益財団法人未来創造基金をはじめ、御覧の団体が協働する形で運営していますが、ガバメントクラウドファンディングを活用した子どもの居場所支援のための基金を創設して、その基金を活用して、志で立ち上がった、あるいはこれから立ち上がろうとしている子ども食堂等、地域の居場所づくりの取組を、資金面、ノウハウといった面でバックアップするということでもあります。

また、子どもの居場所活動に必要な物資の提供とか、直接的な支援としては、入学応援給付金等の支給、フードバンクやこども宅食応援団等、関連団体と連携した食糧支援。これは県からの委託でありますけれども、子どもの居場所と、企業や地域をつなげるマッチング交流会の開催、円卓会議、勉強会、交流会といったものを実施しており、こういった官民協働の支援活動を通じて地域に新たな取組を生んでいるということでもあります。

2019年には、県内の子ども食堂や居場所づくりに取り組む団体の新たなネットワークの設立も、このプロジェクトを通じて行ったところでもあります。

2020年度は、法人化されたフードバンクさがとか、今年度開設した子どもシェルターにも、それぞれ生活困窮者自立支援事業に従事する我々のスタッフが理事や顧問として参画しています。そのほか、精神医療分野のアウトリーチの取組、ACTとの協働によるスーパーバイズ制度を創設。つい最近でいくと、グリーンコープさが、カーシェアリング協会とともに新たに連携協定を結んで、安価に車を貸与する形で自立支援をするなど、生活困窮者自立支援事業の実施で見えてきた新たな課題、地域に足りないもの、必要なものを次々と協働でつくり出しているということでもあります。このように、民間の新たな取組が生まれる背景には、佐賀県、佐賀市の志を受け止める行政側の協働推進体制というものがあるわけで、これは1つの文化になってきているのだろうと思っています。

振り返りますと、佐賀では、1つの事業においても多軸の評価で、委託側・受託側が双方で評価を行うことにチャレンジしています。そこでPDCAサイクルを回していくわけですが、9割の改善実績を持つ我々の家庭教師方式のアウトリーチを完全不登校対策として、これまで行政では手が届かなかったひきこもり等の子どもたちに、IT活用支援事業として協働事業化を図りました。当初は、有償ボランティアだったところが、実績とともに

に常勤化され、今、22名体制ということで、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー以外の人間が学校に常駐する仕組みになっています。

また、現在は高校も含めて、これは県の事業になりますが、小・中・高全公立学校300校全て網羅する、全国初の包括的訪問支援事業にまで発展を遂げています。この事業を通じて、セーフティネットの補完を実施しており、年々相談件数も増加するなどニーズが上がってきているということでもあります。

まとめると、まずはこのようにスケールメリットを生むことで、まずは自治体との多職種連携によるチーム対応による相談体制強化を図り、義務教育から就労段階に至るまで、自治体レベルにおいて実践を行う中でPDCAサイクルを回していく、そのプロセスで補完事業、協働事業が創出されセーフティネットが年々拡充されていく。この取組があることによって、地域で新たにチャレンジする人たちの安心感にもつながっていく。何か起こったときには、生活困窮者自立支援事業等の窓口の専門スタッフが必ずカバーしてくれる、バックアップしてくれるといったところが1つ、功を奏しているだろうと思いますし、またこういった横断的な仕組みをつくることによってシナジー効果が生まれて、全体として7万9000件もの相談に対応できるようになっているということでもあります。

重層的支援体制整備事業に関して、時間が迫ってきておりますので、2点申し上げますと、1点目は、県単位とか広域連携を促す財源として活用できるようにしていただくのかなと思います。次に、行政はどうしても異動が宿命でありますので、担当課が全体調整に必要な関係団体の特性とか、これまでの経緯、地域全体の状況を、必ずしもまだ把握されていない場合も時にはあるかと思えます。そういったときには、新しい事業が生まれにくくなりますし、できれば民間側からの提案でモデル的に取り組めるようにするといったことも検討していただくと、ますます充実していくのではないかと考えております。

このままいくと確実に時間をオーバーするので、ポイントだけ押さえますと、まずは、体制強化のために、御覧のようにいろいろな視点があるわけですが、これはお手元に資料を提供できていませんので、印刷資料として改めて提案させていただきたいと思えます。

最後、1点だけ、縦割り突破の仕組み。その中で重要と思っているのが帳票類の重さの問題です。申請の際に複数回同意が求められると、それだけでも支援を受けたくないという当事者が出てきますし、また、これが分野をまたいで複合的な問題を抱えている場合、複数の施策をまたげば、理論上は何十枚も作成しなければいけないことになります。

佐賀では、厚労省の御協力も得て、一括同意方式。我々、16事業を担当させていただいていますが、それぞれに本来であれば利用申込書等手続書類が必要なのですが、佐賀では、まずは入口段階、1枚で対応できることになっておりますし、ここで得た情報を電子カルテの仕組みを活用して、事業を超えて統合化を図って、生まれてからお亡くなりになるまで、様々な相談サービスの記録情報とうまくづけていく。こういったオンライン管理システムの開発を行ったところであります。

まずは、ここで一旦切っておきたいと思います。以上です。

○五石座長 ありがとうございます。谷口さんの場合、相談支援のスキルもさることながら、プレゼンのスキルもますます磨きがかかって、いつも圧倒されるのですが、どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑応答、意見交換の時間を設けたいと思います。皆様に一度は御発言いただけるように進行したいと思います。今、御発表いただいた3名の方以外の8名の構成員の方について、お一人6分以内で事務局の説明についての御質問や御意見、または先ほど3名、御報告いただいたのですけれども、3名の御報告に対する質疑、質問でも構いません。なお、11月22日の第1回ワーキンググループの内容に対する御意見についても、前回、言い残したことがあれば、御発言いただいても構いません。

5分で1回、6分で2回ベルを鳴らします。2回目のベルが聞こえましたら、お話を終えていただくようお願いいたします。事務局の画面にタイマーが表示されますので、そちらを参考にいただき、進行に御協力をいただければ幸いです。14時45分からこれが始まる予定だったのですが、まだ14時40分で5分ほど早いので、一巡目の発言がもし時間どおり進めば、フリートークの時間がまだ25分残ることになりますので、その残りの時間を使って、先ほどの3名の方に対する御質問があればリプライいただいて、もう一回、二巡目で御発言いただく時間もできるかなと思います。

それでは、8名の方について、五十音順にお願いしたいと思います。まず、穴澤構成員、お願いいたします。

○穴澤構成員 それでは、発言させていただきます。

今回の3人の方の発言も聞きながらですけれども、私、この生活困窮支援に入る前は、もともと社会教育の現場にいました。若者の自立、要するに社会参画の部分を、青少年センター、勤労青少年を中心にしながら、そこで動いていたのですね。そこからしんどい若者たちと出会うようになって、若者サポステの動きに関わって、住居もなくした若者がいて、それで生活困窮、ホームレス支援のきずな事業に行きながら生活困窮支援のほうに行ったということで、今回、朝比奈さん、谷口さん、若者の視点の部分はすごく共感する部分があって聞いていました。

私、今回の議論で言うと、生活困窮支援という枠組みをどういうふうにはかと連携しながら進めていくのかということところで、1つ、私のたどってきた道でいったときに、人材育成と若者支援という視点でいくと、生活困窮支援の立ち位置と若者サポートステーションの立ち位置が地域でそれぞれあるので、そこがどういうふうに関係し合いながら、法制度も両方ともあるわけで、関係部署も違う。それぞれの強みがあるわけです。だから、その強みを発揮しながら、どう補い合えるのかということところが1つ重要なポイントなのではないかなと思っていました。

私も札幌で若者サポートステーションをやりながら、今はサポートステーションを離れているので、質問でいくと、朝比奈さんが市川のサポステがありながら、どう連携してい

るのか。谷口さんはもともと合わせ技でやっているのですが、その辺のすみ分けみたいなのがどういうふうな形で進められているのかなと思ひながら。北海道の田舎は、サポステも北海道で何か所かなのです。札幌一極集中なので、空知管内、私がいるところはものすごく狭い町なのです。なので、サポステの機能を持ってくることがなかなかできなくて、それで生活困窮支援の部分をやっているという形で進んでいます。現状をお伝えしましたが、そんな形で、若者サポステと生活困窮支援の立ち位置みたいなのがちょっと気になるなというのが1つ。

あと、次回、私が事例の中で言うところも多いのだろうと思ひながら、前回も言ったかもしれない。支援をするという状況の中でのネットワークは、困ったからどうしようとながっていきと思っているのです。田舎でもそうなのです。困ったと言うと、いろいろな部署が困っている者同士でつながることはできるのですけれども、本当はその先で支え続けるということではなくて、地域づくりに関わってくると思うのですけれども、みんなでどこを目指すのか。ここを目指そうという社会はどこにあるのか。そういったところの連携とかをどう考えていくのかというところが、もう一つポイントなのだろうと思う。

そうすると、社会教育の中で言うと、北海道は余りないのですけれども、公民館の活動です。本来で言う居場所であったり、まちづくりであったり、そういった暮らし、地域をつくっている方々が、私たちが支援しているという人たちを支援するというのではなくて、一緒に暮らす人としてどうつながっていくのか、一緒にそこで共にどう暮らしていくのかということをつくるためにはどうすればいいのかという連携を、地域づくり、居場所づくり、多職種の連携。特に教育とどういうふうにつながっていくのかというところは、ポイントとしてあるのだろう。よく、教育と福祉が会うところという言葉があったりするように、そこがどういうふうにつながっていくのかというのを今後進めていくべきだろうと思ひながら、今回の発表を聞いておりました。

以上でございます。

○五石座長 ありがとうございます。

続きまして、尾崎構成員、よろしくお願ひします。

○尾崎構成員 尾崎です。よろしくお願ひします。

最初に、先ほど発表いただいたことをお聞きする中で、私が普段やっている仕事の中で感じていることを少し言わせていただきます。

若者の支援のことをおっしゃっていたと思うのですけれども、私も自殺対策の相談事業のほうで、家族を頼れない若い人が結構いらっしゃるなど、ここに異動してきてから思いました。そういう人たちで、大学にも通えていなかったり、仕事もしていないという方たちを誰が支えたらいいのか、相談員のほうも迷う事例がたくさんあったというのを思い出して、お伝えしておきます。

そういう方たちの特性として、今よく言われていますけれども、発達障害といいますか、コミュニケーションが苦手な方もすごく多くいらっしゃいます。そういう方たちを相談員

が支援しようとするのですけれども、最後に谷口さんがおっしゃっていたみたいに、支援しようとしていろいろ聞いていくことが、かえって傷つけてしまうのではないかという反応が出て、心配するような場面もありまして、その辺、難しいなと常々思っております。

それから、一般的な話になるのですけれども、国のほうで新しい制度をいろいろつくっていかれると思うのですけれども、もちろん有意義な、いいものばかりだと思うのですけれども、そのときに、それぞれの分野でそれまでに各自治体で既にその取組がなされているようなことも結構あると思うのです。その自治体によって進み具合が違いますので、その制度ができたことによって、それに合わせていくという作業が窮屈というか、大変なときも結構あると思います。

それから、自治体の規模というのも、京都府の中でも政令市もありますし、1000人ちょっとの小さな町もありまして、小さなところでしたら、1人の職員さんがいろいろな事業を本当に1人で担当されていて、事業をするとき、いつもお金のこととかも言われるのですけれども、お金だけじゃなくて、マンパワーで、もう無理なのだということを言われるときも時々あります。なので、京都府でも一部やっているのですけれども、周辺の自治体と一緒に広域連携でやるとか、都道府県のほうで支援させていただいて一緒にやっていくというのも、またこれからいろいろしていけたらいいなと思っております。

もう一つは、情報処理といいますか、情報化のことなのですけれども、生活困窮世帯向けの政策を府としても考えたりするのですけれども、そのときにどうやって使ったらいいかなという話になったときに、生活困窮者でかつ高齢者の世帯だったら、パソコンは使えないですねということになるのです。もしウェブでの申請とかお知らせができれば、すごくスムーズにいくのですけれども、それが難しいねという話になって、その辺の調査とかのデータを知っているわけではないのですけれども、支援することについて役に立つのではないかと思っております。

もう一つは、最近、フードバンクというのがいろいろ言われますけれども、フードバンクはすごくいいなと思って、食糧だけじゃなくて、衣類とか、そのほかの家財とか、いろいろなものについてそういうものが広がっていったらいいなと思っております。

以上です。

○五石座長 ありがとうございます。

続きまして、鏑木構成員、よろしく申し上げます。

○鏑木構成員 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

坂井市の間海さんや佐賀の谷口さんからも御指摘のあった、帳票類の一体化とかデータの集約化に関しては、私もすごく重要だと思いました。特に、重層事業が行われると、4分野の支援機関がそれぞれ違う帳票を使い、そのたびに相談者さんから同意を得るということは、なかなか課題があります。帳票類を一つに集約していくことは容易ではないでしょうが、一本化を図り支援関係者間の情報共有の円滑化を図っていくというのは、とても重要なことだと感じています。

これに関連してということにもなるのですけれども、分野別の帳票を一本化することで、国への実績報告の効率化にもつながるのではないかと思うところです。更にこれに関連して、重層事業とか困窮の取組に関する量的な実績のデータを、もう少し積極的に公表していてもいいのかなと個人的には思っています。もちろん、重層事業は今年度始まったばかりなので、まだ実績が出る段階ではないかもしれないのですけれども、共生のポータルサイトも今年度からできていますので、情報発信のツールというものがせっかくできたので、そういったところでも量的な実績の発信をもっとしていてもいいのかなと思っています。

また、生活困窮者自立支援制度に関しては、支援実績に関するデータがこれまでも公表されていたと思うのですが、ここ数年、例えば事業実施状況調査などの一部の公表が中止になっていたり、ほかのデータとかも公表の頻度が減っているということがあるかと思っています。もちろん、そういうデータの集約作業は、自治体の方々や支援現場に負荷をかけるものですので、必要に応じて縮小したり、時間の経過とともにデータそのものが不要になるということはあると思います。

ただ、生活困窮者自立支援制度が始まったときに、成熟した日本で生活に困窮している人なんているのだろうかという意見が、一部にはあったかと思っています。しかし、制度が創設されて、その後、支援の実績とか体制の整備というものが量的に数字として見える化される中で、困窮者は日本社会にいるのだということが明確化されてきたと思っています。支援の実績や取組の実態が見えないということは、せっかく行われている全国の実践がブラックボックス化されてしまって、第三者から見ると、見えない、行われていないように見えてしまうというおそれもあるのではないかと考えます。

重層事業に関しても、また生活困窮者自立支援制度に関しても、社会に対して実績を示すということが、多くの人から理解を得ることにつながり、ひいては応援団を増やすことにつながるのではないかなと思っています。そういう意味からも、御報告の中にもあった、支援現場の負担が少ない形で効率的にデータを収集していくという方法に関しても、検討していく必要性があるのではないかと思っています。

もう一点ですが、生活保護制度との関係についてです。重層事業は、全ての市民の方を支援対象としているので、障害や高齢、児童、困窮という4分野の方々のみならず、生活保護を受給している方も支援の対象に含まれています。これは、生活保護受給者の方がケースワーカー以外にも相談できる人が増えるということですし、また本人を取り巻く資源が重層的になるという意味からも、すごく大切な意味のあることだと私は考えています。

生活困窮者自立支援制度に関しては、前回改正で、支援会議の対象に生活保護受給者の方も含まれるようになっていて、少しずつ包括的な支援ができるようになっていて考えます。生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の乗り入れは、増えつつありますが、重層事業のように包括的に生活保護受給者の方を対象としていることに比べると、まだまだ範囲が限定的だと思います。生活困窮者自立支援制度と生活保護制度が、重層と同じように

相談支援に関しては重なり合うというか、乗り入れていくことも検討する必要性があるのではないかと考えているところです。

もちろん、それを検討していく際に、生活困窮者自立支援制度の側からどういうふうに一体化を図るかということではなくて、生活保護制度の側からも、両事業の一体的実施に向けて、どういう範囲で、どういう方法がいいのかということは議論していく必要があると思っています。

また、今回のコロナ禍で、自立相談支援機関に来る相談者の中には、生活保護だけは利用したくないという方がいたという指摘が多く聞かれました。改めて生活保護に対するスティグマの大きさを感じていますし、コロナ禍における特例貸付や給付に関する課題は、実は生活保護の課題とセットで考える必要があるのではないかと私は認識しています。

平成15年から16年に行われた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」以降、生活保護制度のそもそもの在り方という議論は、余り十分に行われていないのではないかと考えています。当時の委員会では、「入りやすく出やすい生活保護制度を」という議論が何度も行われて、3つの自立の概念も整理されました。この3つの自立の考え方は、生活困窮者自立支援制度の就労支援の中にも継承されていて、当時の議論はとても重要な内容であったと私は考えています。当時の議論から15年以上経過していて、その後、生活保護の現場でそれぞれの議論を踏まえてどのように運用がされているのかについて、今般のコロナの状況も含めて検証が必要なのではないかと考えます。

私からは以上です。

○五石座長 ありがとうございます。実は、タイマーが始まるのが若干遅かったのですが、ありがとうございます。

それでは、続きまして、名嘉構成員、お願いします。

○名嘉構成員 沖縄県パーソナル・サポート・センターの名嘉です。

センターからお話しさせていただいて、今日も研修とか面談とか電話がたくさん入っている状況です。なので、臨場感があっていいのかなと思うのですが、うるさかったらおっしゃっていただけますか。今、既に3回場所を変えたのですが、どこか空いているところに移動してお話しをさせていただきたい。現場はこういうものだという感じでお届けできればと思っています。よろしくお願いします。余談はたくさんあるので、余談をしゃべるとあっという間に時間がなくなると思うので、本題に入りたいと思います。

今日のお話を伺っていて、それから資料の説明を聞いていて思ったことをお話しさせていただいて、もし時間があれば、1回目の合同のワーキングのときにお話できなかった部分についても、お話できればと思っています。

今日、資料説明のところで、16ページに地域共生社会とか重層の趣旨についての説明があって、そのとき生活困窮者自立支援制度の理念を拡充していったものといった内容が書かれていて、まさしくそのとおりだと思っています。なので、前回もお話したのです

が、重層的支援体制整備事業について、生困は場合によってはコーディネート機能を発揮すれば中核になり得るということは思っている。一方で、現に生活困窮の事業が矮小化されている実態も、場合によってはあると思いました。

制度として、必要最小限を割と杓子定規にやっていく。それで、制度化されて硬直化している。住居確保給付金については、申請が来るのを待って、申請を受け付けて、もちろんきちんと審査はするのだけれども、必要だとされていること以外には消極的になってという運用が、時と場合によっては起こっている実態が現にあると思います。その一方で、実施機関とかが比較的人口規模の小さいところは、兼務体制ということがあって、コロナの影響でいろいろな相談や申請がすごく増えてきた。

だけれども、現場は兼務体制で人数が少ないということで過重負担感というものがあって、それは連動していると思います。過重負担になっているから、もしかしたらやりたいことがあっても必要最小限のことにとどめているという現状がある。そこをどうしたらいいのかということが、課題としてははっきり1つあると思いました。

大まかな話としては、制度、生活困窮も浸透しつつあるのですが、まだまだ知られていないということがありますし、重層に至っては、まだあちこちでちらほら耳にするぐらいなので、自治体の中、庁舎内連携との絡みもあって、制度の内外への周知ということは、相変わらず継続して必要なのだろうということを思いました。とりわけ、都道府県単位というより、基礎自治体、市町村などでは、その同じ役所・役場内での制度がまだ十分に浸透していない現状があると思いますので、相変わらず周知していくということが必要だと思いました。

それから、研修などによって、実際の生活困窮者自立支援制度の理念も実践方法も浸透させていく。これは、人材養成研修で従事者、現場にいる人たちについては、もう7年、8年繰り返してきて、一定の成果、浸透があると思うのですがけれども、例えば自治体の職員さんが現に担当している人以外の人たちだと、そこをよく知らないということがある。重層で連携していく必要があったり、庁舎内で共有していく必要があるけれども、担当ではないので、そこについて余り知らないということが現に起こっていると思いますので、自立相談支援機関以外の、例えば自治体の職員さんたちへも研修などをやっていって、理念や実践方法を浸透させていくというのが大切なことなのではないかと思いました。

それから、時間が足りなそうなので、ちょっとはしょって、朝比奈さんのお話の中で、若年層への支援ということが現に幾つも課題としてあるというお話を伺ったときに、抱僕の奥田さんが家族関係の社会化ということを行っていることが、関連して思い出されました。そのときに、例えば高齢の人とか孤立している人たちに、家族が持っていたような機能を社会として果たしていく。そういう意味での家族関係の社会化。それは、児童とか子育てとかにも当てはまっていくのかなと思いましたし、それが谷口さんの孤独とか孤立という話にもつながっていくという気がしたのですね。

ただ、危険だと思うのは、家族関係と言ったときに、温かい、継続的な関係というのが

大事なのですが、自分たちがやっている支援の中では、家族が阻害要因になっていて、家族がいるからこそ困っているということが現にあるじゃないですか。だから、家族というものを余り理想化せずに、機能を社会化していくにはどうすればいいかという発想は大事だと思いました。

足りないので、最後に1つだけ。鎗木さんがおっしゃっていた、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の乗り入れとか、お互いの仕組みの乗り入れや相互理解というのは大事だと思っているので、自分が話す機会のときにもう少しお話しさせていただければなと思っています。

以上です。

○五石座長 ありがとうございます。

続きまして、中島構成員、お願いします。

○中島構成員 中島です。よろしくお願いします。順を追ってお話しさせていただきたいと思います。

まず、厚生労働省の資料について、重層的支援体制整備事業との関係性を整理されたパワーポイントをととても新鮮に感じたところです。その中の12のスライドから、生活困窮者自立支援制度の考え方を共通理念化した地域共生社会を実現するための一つの仕組みが重層事業だということを理解させていただきました。

一方で、21のスライドでは、○の1つ目に生活困窮者自立支援制度は重層事業を構成するための制度ですという書き方があるので、捉え方の違いなのかもしれませんが、12のスライドと21のスライドが少し相入れないのかなという雰囲気がありますので、重層との関係の整理はさらに詰めていく必要があるのかなと思いました。これが1点。

2点目、スライド29で、今回の視点の前段として現状と課題が書かれています。生活困窮者の当初の理念というものが、支援のあるべき姿も含めて、その形が変容しているのではないかという意見や指摘があるということですが、理念あるいは支援の形というものが変容しているとは私は決して思わないです。ただ、ソーシャルワーカーとして、その理念とか価値をしっかりと持ち得てきたのか。そこが当初に比べて少し変容しているのではないかと思ったところがあり、いま一度、ソーシャルワークの理念や価値、機能を学び、また権利擁護を支援していく考え方などを人材育成の研修等に取り入れていく必要もあるのかなと感じたところです。

続きまして、朝比奈構成員と谷口構成員のフロントランナーの実践報告をいただきました。感銘するところが本当に大きいです。1人の困難も見逃さないという確固たる正義感。そこから、その本人に対してどういう支援があるべきかというオーダーメイド型の支援を多機関の協働でつくっていく。協働型であって、それが創造型であり、これがまさしくこれからの生活困窮者支援のあるべき方向なのかなと思います。

一人一人に寄り添うということで、それにはとても労力がかかると思います。そこを他の機関と共有し、分かち合いながら、逆に言えば、広く関係者がお一人に関わったほうが

可能性が広がっていくという意味でも、協働型はいいことだなとすごく思いました。協働をつくっていく仕組みが大事だなと思ったところです。

居場所の問題も今回テーマにありましたけれども、居場所に当てはめるものではないと思っているので、お一人の方がいて、その人の数だけ居場所があるという谷口構成員の言葉にすごく共感したところです。

協働型と創造型をつくっていくときに、圏域とか広域といった視点も必要だと思っています。県社協の立場だから言うわけではありませんけれども、自治体も越えて協働していくときに県的な組織が必要なのかなということを思ったところです。

戻って、間海さんの御報告につながるのですが、行政職の皆さんも正義感をしっかりと持った上で、各種政策立案あるいは協働、庁内連携といったものに当たっていく必要があるのだなということを感じたところです。福祉分野の連携について、すごく分かりやすくご報告いただきました。プラスアルファ、福祉分野以外、住宅とか教育とか、そのほか様々な分野の方々にも、お一人の「暮らし」を支えていくという視点を持っていただくにはどうしたらいいのか。他分野の行政職にも「ふだんの暮らしの幸せ」を実現していく視点を持ってもらえるように、福祉分野から発信する必要があるのだろうなと思ったところです。

以上になります。

○五石座長 ありがとうございます。

続きまして、藤森構成員、お願いします。

○藤森構成員 藤森です。

3名の皆様、ありがとうございます。とても感銘を受けましたし、勉強させていただきました。

私は、現在、大学のプロジェクトで身寄りのない高齢者への支援に関わっております。先ほど朝比奈さんから、親族に代わる公的な後ろ盾の仕組みや、細く長く続けられる仕組みが必要だというお話があり、私も身寄りのない高齢者の支援を通して同じことを考えていました。

それから、先ほど家族機能の社会化のお話で、家族は必ずしも理想ではないというお話がありました。本当にそのとおりだと思うのですが、日本の社会は家族があることを前提にいろいろな制度や慣習ができてきている面があります。ところが、身寄りのない方が増える中で、家族の役割が前提になっていることが大きな課題になっていると思います。

おととい国勢調査が発表されましたけれども、未婚の高齢者が増えておりますので、配偶者だけでなくお子さんもいらっしゃらないことが考えられます。その点で、身寄りのない方は、今後一層増えていくのではないかと思います。家族が担ってきた支援をどのようにしていくのか、考えていく必要があるのではないかと思います。

身寄りのない高齢者にとって、具体的にどのような課題があるのかというと、1つは生活支援だと思います。例えば病院の同行に一体誰がつくのかといったことがあります。また、入院・入所、それから家を借りるときの身元保証人をどうするのか。身元保証人がい

ないからといって、病院や施設は入院・入所を拒んではいけないとなっていて、実際、病院や施設からは緊急連絡先をどうするのだ、亡くなった後に一体誰が引き取ってくれるのだという課題が生じます。このニーズの下で、実態として、病院や施設はまだ身元保証人を求められているところがあります。それから、亡くなった後の家財処分や埋葬をどうするのかということも、現在、起こっているように思います。

これに対して、成年後見制度があって、判断能力が低下していれば後見人がつくことによって何とか対応できている面があります。また、身寄りがなくても、生活保護を受給されている方々はケースワークがつくから何とか対応できている面があります。しかし、成年後見を使うほど判断能力が低下していなくて、生活保護を利用できるほど生活が困窮されていない身寄りのない方をどのように支援するのかというところが今、問題として広がっています。

一方で、民間で身元保証をビジネスとする「身元保証団体」とよばれている団体があります。そこは、身元保証だけじゃなくて、お金さえ積み上げれば生活支援もやっていただけますし、亡くなった後もやっていただける。しかもワンストップでやってもらえるので、使い勝手がいいところがあります。民間で縦割りではないので、その点でも使い勝手がいいという面があります。

一方で、信頼性の担保という点では課題があって、特に亡くなった後に、誰が葬儀などを契約どおりにやっているのか、チェックが働きません。また、預託金を集めたりすると、倒産したときにどうするかという問題もあります。それから、低所得者はなかなか利用できないという課題があったりします。その点で公的機関がこの部分にもう少し関与していくことは必要だと思います。

朝比奈さんがおっしゃられた、細く長く見守る公的保証の仕組みというのと、私が考えているところは同じかどうか分からないですけども、公的機関が関与していくことは、これから求められていくのではないかなと思っております。

このような中、幾つかの地域では、地域の支援団体がチームを組んで身寄りのない人を支援していくガイドラインをつくっています。これはとても大切なことだと思っています。しかし、連携するだけじゃなくて、何かあったときに誰が動くのか、誰がコーディネートして動き出すのかという点が大切だと思います。ただ連携するのではなく、もう一歩進めていくべきだと思います。しかも細く長く続けるということならば、支援する側は体力がかかるわけですので、実際動き出すところをどうするのを考えていく必要があると思っています。連携からもう一歩進めていくということが重要だと思います。

それから、家族機能を考えたときに、生活の中には「名もなき家事」といわれるように、名前がつかないけれども、やらなければいけないことが沢山あります。また、各地域の支援団体がチームで対応するとなると、狭間の問題が起こってくると思います。そこにどのように対応していくのかを考えていかなければなりません。

身寄りのない方が一層増えていく中で、家族機能の社会化が重要です。孤立している人

をどのように支えていくのかは、日本にとって大きな課題で、考えていかなければいけないテーマだと思いました。

以上です。

○五石座長 ありがとうございます。

続きまして、前嶋構成員、よろしく申し上げます。

○前嶋構成員 前嶋です。よろしくお願ひいたします。

今、厚生労働省の御説明とお三方の御発表を伺って、社会福祉法人で働く現場の実務者として、厚生労働省の御説明でもそうなのですが、率直に申し上げて、その熱量に大変刺激を受けました。ありがとうございます。

まず、横断的課題の検討という点で、私個人の認識を申し上げますと、地域共生社会の実現と言われてから、社会福祉のルールが少し変化したのではないかと感じています。御報告を伺って、ますますその印象が強まりました。一言で言うと、支援というものがコミュニティドリブンになってきたなということです。これまで私たちがやってきたことというのは、支援の対象になる人の足りないことや課題・問題を発見したり、掘り起こしたりして、それを充足するために制度・施策をつくったり、それによって支援を行ってきたように思います。

それが地域共生社会が言われるようになってからは、地域を構成する個人とか組織の、それぞれのよいところを持ち寄って支援する形に変わってきたのではないかとことです。すなわち、それはどこかである基準を決めて、悪いところとか足りないところを探して支えるのではなくて、それぞれがよいところを持ち寄って、目標も御本人の意向とか地域の状況で決めて実行するという。そのとき、それをコミュニティが支援する。と同時にその人を支えている側も、そのことによって社会参加の機会を得ている。そういう支えているのだけれども、逆に支えられてもいるという相互性が実現されているという状態が、今、まさに起こっているのだなということを、まず感じました。

これまでにできなかったことを、コミュニティの人々が持ち寄ったものや、細かく分立した制度・施策によって解決しようとしたときに、想像できなかったような新しい支援の形ができたり、あるいは、支援の結果さえも想像ができなかったものになったりと、そのようなことになっているのではないかと感じています。先ほど、コミュニティドリブンになってきたと感じていると申し上げたのは、このようなことです。

ここでのポイントというか、これを進めていく上でのポイントということで、改めて今日の御発表を伺っていて感じたのは、地域の誰が、あるいはどの機関が、どんな強みを持っているのかが共有できていることが必要となるのだなということです。とりわけ重層的な支援を行うにはお互いのことを、どんな指向があつて、どんな得意があつて、どんな強みを持っているのかを、個人レベルでも、組織レベルでも、地域レベルでもよく知り共有しておく必要があると思います。

それができるのが、先ほど御発表の中にもあつた支援会議などの機会です。具体的な支

援を検討することで、それぞれの機関の強みとか実際の姿みたいなものが共有できるのですね。その意味で、谷口構成員の御発表の中にあつたハブ機能を持つというのは、大変可能性のある取組と感じました。もちろん、支援会議そのものはカンファレンス的内容がメインなので、連携に必要な情報交換を行う仕組みをどう入れるかというのは、これから実際的に考えていくことだろうと思います。

地域における公益の取組とか、複数法人の連携の仕組みについては、社会福祉法人には法的に義務づけられていることです。これについては、個別には、そして一部地域ではすでに取り組んでいるけれども、全体としては、今後、社会福祉法人としてこれをどう機能させていくのか、そして、どう取り組めばいいのかということは、ぜひ深める課題だと感じました。このワーキンググループには社会福祉法人で働いているのは私しかいないようですが、議論の中で、御一緒に深めていけたらと思っています。

社会福祉法人が行う業務というのは法律や制度ごとに分かれているものが多いので、誰が責任を持ってこの方に関わるのか。これということが、ストレートに見えやすいと思います。が地域共生社会の中で多職種・多機関連携で支援するということになるのと支援を受けている人から見て、私は誰が責任を持って支えてくれるのかといったことを今以上に意識的に明示しないとわかりにくくなるのかとも感じました。加えて言えば、支援を受ける人がいろいろなところを移動するのではなくワンストップであるということも案外大切ではないかと思います。支援の対象となる方の理解のレベルも様々ですから、横断的取組を行う場合というのは、そうした相手の立場に立ったさまざまな、配慮が必要になるだろうと思います。

就労支援に関して、私の実務からエピソードを2つ紹介します。具体的な話として、就職に必要な職務経歴がないというのは、社会参加を進めていく上でかなり厳しい状態になることがあります。履歴書に書ける職歴をどうするのか、このことで行き詰まる方が結構いらっしゃいます。将来的には、地域がそんなことどうでもいいよと言ってくれるのがいいのだと思いますけれども、現状ではどこかが提供する必要があるのかなということが1つ感じたことです。

もうひとつ、特に若年者など価値観が違う層にアプローチするときに、その価値観の違いに沿った施策とか支援方法が要るのだなということをちょっと感じたことがあります。私の常識では、スマートフォンを持っていると携帯電話会社と契約して電話番号を持っているというのが当然だったのですが、最近関わった対象者に通話契約をしていないスマートフォンを使っている方がいました。つまりそのスマホにはSIMが刺さっていないのです。その対象者はコンビニのフリーWi-FiでLINEを使ってコミュニケーションして、それすべてオーケーだと言うのです。だから、LINEのアカウントを教えてくれとしきりに求められました。SIMがなくて、どうやってスマホを使っているのと言うと、さっき申し上げたようにコンビニでやっている。そんな使い方があるのをその対象者から教わりました。その対象者の人間関係は、スマホのLINEで全部完結しているのです。そんなことがありました。

時間が無くなってきましたので、急ぎます。

ちょっと飛躍しますが、こうした実践から、様々な対象者と出会うことで、自立の概念を多層的に捉える必要があると感じました。すんなりと支援を終結できる方がいる一方で、継続的な支援をされる方がいて、対象の数だけ自立の概念が異なっている。それぞれに必要な支援があって、それに応じていろいろなことを段階的に取り組んでいくことで、地域に定着できる人を逃さずにいけるのではないかと思います。

今日の御報告とここまでの構成員の皆様のご意見を伺っていて、社会福祉法人に勤める者として、まだまだできること、取り組まなければいけないこと、工夫できることがたくさんあると感じました。これもぜひ深めていきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○五石座長 ありがとうございました。

それでは、松嶋構成員、よろしく願いいたします。

○松嶋構成員 鳥取県の北栄町、松嶋と申します。よろしく願いいたします。

今日、3名の構成員の方からの御発言、本当に勉強になりまして、ありがとうございました。こうやってお聞きしながら、思いを持って取り組んでおられる人や機関があるというのが、住民の皆さんの安心感につながるだろうなと思って、刺激を受けながら聞かせていただきました。ありがとうございました。

実は、先日、北栄町の重層事業が今年度スタートしたということで、重層事業の重層って何だろうという話を住民の方としていまして、制度や仕組みが重なることというのももちろん重層の一つですけれども、こうやっていろいろな思いを持った人の思いが重なるのが重層なんだよということで、結局、そんなことで話が落ち着いたのですけれども、3人のお話を聞きながら、専門職や関わっている私たち支援者の思いを重ねていくことが大事なことだなと思って聞いていました。ありがとうございました。

このワーキングの中で、前回の会議の中でも感じたところですが、個別支援のさらなる充実というところは必要なのだろうなということも、今日のお話も聞きながら、ますます思ったところです。それは、相談員の質の問題もあれば、人材確保の問題もあるのかなと思います。対象となる方が様々な課題を抱えている人であったり、コミュニケーションが難しい方、苦手な方、環境自体に問題がある方もいらっしゃいます。また、若い方から高齢者まで、本当に幅広の皆さんを対象にしている。

今日も午前中、ハートフルスペースさんのほうに出かけていまして、新たな連携策について議論をしていたのですが、北栄町の中にはハートフルスペースがなくて、隣の市に出かけていくのですが、田舎の地域でもあって、移動の問題とか居場所などの資源の問題ということもあります。関わっている若者の貧困の問題もあったりして、移動支援の必要性や金銭的なもので相談に行けない人への対応といった話を今日もたくさんお聞きしてきたところです。

先ほどから広域での取組の必要性についての意見も出ているのですが、北栄町の

中に出かけられる場所をつくっていかないといけない、若者から高齢者までの層を生活困窮で取り扱っていく中で、どんな資源をつくっていくのか、どこと連携していくのかというのは非常に重要なところなのだろうなと感じているところです。

あと、コミュニケーションの難しい方も多く専門性が必要ですが、実は専門性がなかなか積み上がってきていないというところも1つ課題に感じています。小さい町だと、相談支援員自体が限られた人員の中で対応するのは、正直限界があると思っています。例えば就労支援の得意な機関とか、発達障害の支援にたけた人材とか機関とうまく手を結んでいかないと回っていかないということを非常に感じているところです。専門性の高いところと手を結ぶとか、スーパーバイザーとして確保するとか、何かそういう体制ができないかなということを今年度考えたりしています。

その意味では、少し広域的な人材を確保することができるかというのかなど、思ったりしていますし、今の北栄町だったり、そのまちの状況の中で、どういうところと手を結びながらやっていくのが効果的なのかというところを、市町の中でどう構築するのか、具体的な絵を描いていく必要があるのだろうなと思っています。周辺の自治体からお話をお聞きしても、人材の確保の問題や、成り手の問題は非常に言われるところですし、相談員もなかなか年数が続かないところがあるのでどういうふうに質を担保していくのかというところが1つの課題だと考えています。

それと、もう一点としては、ほかの事業との連動をどういうふうにしていくのかということが非常に感じているところです。先ほどの人材の問題とも関わってくると思うのですが、北栄町は困窮の部局に重層の事業の担当を置いているのですが、重層の事業の中でも出てくるような参加支援事業とかアウトリーチの事業とか、そういったものとどういうふうに連動しながら、すみ分けしながらやっていくのかなど思っているところです。

あと、先ほど困窮の事業は中核となり得るというお話もありました。まさにそうなのだろうと思うのですが、どこが中核を担うかは別として、その中核の機関がしっかり機能を果たせる、機能をきちんと発揮できるかが大事だと思います。それを生活困窮のグループがするのかはありますけれども、中核機関が機能をきちんと発揮できるような取組をし、課題の解決につながるのか、他事業とうまく連動してやるとか、そういったところも併せながら、市町の中でどんなふうにつくり上げていくのかということが課題だと思います。

その意味では、困窮の事業も行政の計画の中にしっかり落とし込んで、きちんとアクションプランを持ちながらやっていかないといけないなということを、今、非常に感じているところです。

今回、重層事業の計画を立てているわけですが、個別の生活困窮の事業についても、具体的なアクションプランに落とし込むような作業を併せてしていく必要があるでしょうし、ほかの自治体も含めて、そういう取組が進んでくると、自治体としての位置づけ

がきちんとできてくるのではないかと思います。

今回、ワーキングということで、いろいろお世話になりますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○五石座長 皆さん、どうもありがとうございました。時間を守っていただいて、おかげさまで時間が予定どおり進んでおります。めどとしては55分までということですので、先ほど朝比奈構成員、谷口構成員、間海構成員に御報告いただきまして、今、皆さんから本場に多様な論点を出していただいたわけですが、地域若者サポステがどうなっているとか、直接の御質問もありましたし、公的保証の在り方ですとか、実際誰が動くのか、圏域の問題ですとか、いろいろな論点が出たと思うのですけれどもね。

どれをピックアップするかは3名の構成員の皆さんにお任せするとして、リプライを4、5分程度でいただければありがたいと思います。その後二巡目の御発言として、まだ言い足りなかったという方がいらっしゃれば、皆さん、一旦手を挙げていただいて、その人数で残りの時間、発言していただくという形で進めたいと思います。

最初に、朝比奈構成員、お願いできますでしょうか。

○朝比奈構成員 ありがとうございます。

最初に穴澤構成員のほうからお話がありましたサポステの件ですが、実は千葉県内のサポートステーションを見ても、その実践は結構幅があるというか、多様なので、何がスタンダードなのか、私自身、よく分かっていないところがあるのですけれども、私たちの地域のサポートステーションとは常に日常的に連携していて、1つは、受け皿を開拓していくとき、企業さんを回るとき一緒に回ったり、お互いが持っている情報を持ち寄って、相互に乗り入れをしたりということはやっています。

それから、サポートステーションで長く働いていた職員が私たちのところに今、来てくれているということもあるので、個別の連携事業も非常に多くて、どちらかというとなら就労阻害要因が多い人たちは、私たち困窮のほうに関わる。グループ型で、来所で、就労の前段階の様々な訓練などに取り組める人については、しかも若年層については、サポートステーションに関わっていただく。それから、家族の支援を私たちがやるみたいな感じでケース連携をしているという感じですか。ありがとうございます。

それから、公民館のことをおっしゃったのですけれども、私、隣保館というのに非常に興味を持っていて、あれを現代版の困窮者支援の拠点みたいに構想し直すことはできないのかなと思っているところです。活動の拠点にもなり、場合によっては夜の支援もするみたいな、そんな拠点に再構築できると、すごくドラスティックな展開になるのではないかと考えております。

それから、皆さんから連携の話とか帳票類の話とかが出ました。最近、ある企業さんの方とお話しをしていたら、その企業さんは、児童虐待のシステムを5年間無償で自治体に提供して行って、少しずつ使う自治体が増えてきている。要対協に加入しているメンバーで、それを導入した自治体では、そのシステムに常にアクセスできて、その子に関する

情報、関係者が関わった情報がそこで共有されるというお話を伺って、確かに7人ぐらい関係者会議で集めようと思うと、7か所に電話して調整して、そこで情報共有を事前にしてみたいな、その根回しにかなりの時間を使っているなということは感じていました。

一方で、非常に難しく、自分の情報がどこまで伝わるのかということについては、常に相談者の方から、もちろん同意はいただいていますけれども、その1人の個人が想像できる範囲というのは限界があるので、全体のシステムに広がったときに、その取扱いは非常にデリケートだなと思ったのですが、他分野に広がれば広がるほど、その情報共有をいかにしていくかということは十分に議論を尽くしていく必要があるなと思いました。

3点目、鏑木さんがおっしゃった生活保護のことなのですが、実は私もそのことを非常に感じておりました、生活困窮者自立支援法と生活保護の在り方の検討が1つの会議体になっていますけれども、生活保護の在り方に関する議論については、自治体の会議から上がってくるということになっていて、もう少し生活保護本体をどうするのかという議論がどこかでしっかりと行われる必要があるのではないかと。先日、全社協の「月刊福祉」で岩田正美先生と宮本先生がその辺りを議論されていて、大変興味深く伺いましたけれども、そうした大胆な議論も行っていく時期に来ているのではないかと考えているところではあります。

私からは以上です。

○五石座長 ありがとうございます。

それでは、間海構成員、お願いします。

○間海構成員 支援会議のことでちょっと補足させていただければと思います。行政の職員が一遍に集まって会議をしていくわけですが、そこで役割分担、誰がどこまでやるのみたいなところをしっかりと決めていくというか、何となくあなたがこの人の担当じゃないですけれども、担当まで決めて、その担当が何をすべきかみたいなところまでしっかりと決めて、支援を突き抜けるじゃないですけれども、最後までやり遂げるみたいなことを意識して会議は実施してきたかなと思っています。そういう会議を繰り返していくことによって、それが人材育成につながっていくのではないかなと考えています。それが市職員の資質向上というか、どの分野でも同じ思いを持って支援に当たっていくみたいな共有につながっていくのではないかなと思っています。

あと、モデル事業でいろいろな機関がケース会議のデモ会議みたいなものをしたのです。そのときに、障害分野だったり、高齢分野だったり、困窮だったり、子どもの分野だったり、一堂に会して複合課題のケース検討をしようという話をして、それが自分の分野を取り払って、この人の世帯に対してどういう支援が必要と思うみたいなテーマで、ずっとみんな話し合うのですけれども、どのチームも結局一緒なのです。

だから、ケース検討とか、相談員として、その世帯に当たっていくのだとしたら、視点というか、こういうことをしてあげないといけないということは、別に分野は余り関係ないのではないかと考えていて、その辺をどの分野でもできるようにしておいて、私はその

中でもここをやるみたいな役割分担というのが、支援会議では必要な機能というか、求められているところなのかなと思っています。

あと、鏑木先生が言っていた生活保護制度と生困との支援の乗り入れというところで、僕も生活保護のワーカーをしていたのですけれども、僕も福祉分野は素人で、ケースワーカーをいきなりやらされるのです。生保のケースワーカーは、いきなり紙切れ1枚で、おまえ、福祉やれみたいな感じでやらされることになるのですけれども、サービスを受ける側というか、生活保護を受給される方のケースワークの担保といったものが、例えば家計だったり、就労準備だったり、そういったサービスが入ることによって一定程度の支援を受けることができるということで、これは共有して使えるということを決めていったほうがいいのかと思って聞いていました。

あと、ちょっと気になったのが、谷口さんが最後のほうでデジタル化を進めていけみたいなことをおっしゃっていて、進んでいるなと思った。生まれてからずっとケース記録の共有みたいなことをされているということを知って、すごいと思って聞いていました。

ごめんなさい、以上です。

○五石座長 ありがとうございます。

それでは、谷口構成員、お願いします。

○谷口構成員 まず、カバー率を上げていくというところを施策全体を通して考える必要があるというところ、特にアウトリーチというところ、本当に孤立している人たちにどれだけ届いているのかというところは、精神医療分野も含めてしっかりと把握していく必要があるだろうと思っています。

先ほどの朝比奈さんの話にも出てきたことは非常に重要なポイントで、この生活困窮の分野は今後、人材確保が難しくなってくると思っています。というのも、介護とか保育とか、施策的にバックアップを受けているところはいいのでしょうけれども、実はコロナ禍で相当多忙化した、様々な思いとは違った取組に比重を置かなければいけなくなったということも影響して、当然離職者が出てきている団体も出てきている。こういったことも含めて考えると、少子化でもともと働き手が少なくなる中において、最も難しい分野になればなるほど、当然のことながら心理的な負担も大きくなるわけですが、人材が流出する可能性も高くなってくると思います。

そういった意味で、キャリアパス、キャリアアップというところを制度上、ちゃんと位置づけて担保していくところにも目を向けなければいけない。これは、生活困窮者自立支援事業のみならずというところではありますが、自立支援分野で働くところで見えないと、先ほど申し上げたように、みんなやりたくない、でもやるべきところに手を出せなくなってしまうと、社会的な問題の裾野が広がって負の連鎖が起こってくるということになりますから、そういった点にはしっかりと目を向けておく必要があるだろうと思っています。なので、委託の在り方も考えていく必要がある。

また、委託の在り方ということでいくと、大手のある営利企業が専門部署をつくって、

全国の自治体に情報公開請求を回してNPO側の企画提案書を手に入れたり、中には議会からもNPO側にプレッシャーをかける企業も現れていて、地域を分断するという方向に動いている企業もあるので、そういった点にも留意する必要があるだろうと思います。

次に人材育成の仕組み、インターンシップという発言もあったと思いますが、我々はこの分野で制度としてつくっていくしかないだろうと思っているのです。アウトリーチのデータでお示したように、教育、医療、福祉、労働等様々な分野の課題がアウトリーチの領域には集積していますから、そこで1人の複合的な問題を抱えて孤立している当事者にしっかりと寄り添い自立まで伴走することによって、各分野の課題解決の方向性、社会として変わるべき方向性が見えてくるのではないかと考えているところです。

そこで、模擬実践という段階でも経験、専門性の差を埋めるための映像教材も開発した上で、実地訓練から、最終的にアウトリーチといった段階まで、選抜を伴う研修制度を、大学の教員養成等、専門人材の養成課程において位置づけ、最終的には資格制度や採用試験としっかりと絡めて人の流れをつくっていく。この分野にちゃんと人が流れてくるような仕組みを整えていかなければ、先細りになる可能性があるだろうということでもあります。

もう一つ、シナジー効果を生んでいかないといけない。財源は限られているわけですから、今ある財源の中でもまだ十分できるものがあるだろうと思っているのですね。先ほど御紹介したように、会議体というのは一定程度整理したり、読み替えたりして、統合的に運営できるようにする、会議の数が減るだけでも現場の負担は随分違いますし、先ほど触れましたが、帳票類に関しても一定程度一元化できるように各事業間で内容を整理しておく。さらには、相談記録システムを個人情報取り扱いについてもきちんと整理した上で一元化の方向で開発するということになりますが、この際は閲覧等の権限に相当の配慮が必要です。朝比奈さんが危惧されるように、ひきこもりに関していくと、もともと知り合いにもひきこもっている事実を知られたくないわけで、これで統合されてしまうことになると相談したくないという人が必ず出ます。それにも関わらず、我々が何故、統合的に運用できる相談記録システムを開発しようとしたかというところ、この間、地域若者サポートステーション事業等、国の事業では帳票類をオンライン化していく取組が進められてきました。しかしながら他事業との互換性が一切なく、逆に現場の負担が増えてしまった現実がある。オンライン化で利便性を重視するのであれば、より踏み込んで対応する必要がある。だからこそ、あえて現場で縦割りを突破する仕組みをつくったというだけであって、本来であれば、オンライン上での共有は当事者に対して一定の配慮も必要だろうと思います。

実際、地域若者サポートステーション事業に関して、我々、役割分担の下、県全体でカバー率を上げるために、ひきこもりを含むアウトリーチ対象者を集中的に担っているところがあって、オンラインシステムの導入によって、事業実績につながらない匿名希望者の割合が高くなっているといった現象も起こっています。実際に相談者数は激増しているにもかかわらずサポートステーション上の実績は形式的に下がったように見えてしまう状況になっているということなのですね。こういった点踏まえて、匿名性は担保しつつも、

当事者にとって利益があるものに関しては、しっかりと統合して現場の負担を減らしていくといった観点が必要なのだろうということでもあります。

もう一点、会議もそうなのですが、支援となったときに重篤なケースほど丸投げが起こりがちになってくるわけです。なので、連携というのは負担を伴いますが、その負担を誰が負うのか。そういう意味でいくと、その連携ケースの負担に応じて予算を傾斜配分したり、あるいは追加の予算が提供できるといった形のものも一定考えていく段階にあるだろうと思いますし、何もかも一元化すればいいという問題ではなくて、実際、関係課が一定程度出資し合って、その出資の比率に応じて一定程度の権限を分けるといった縦割り突破の仕組みというところまで見ていかないと、なかなかうまくいかないだろうと思います。

そういったところを事業評価というところにも反映させていく、多軸で捉えないと、安直なクリームスキミングということを助長することになってしまうので、社会問題を解決するために必要なものとしてしっかりと整理していく必要があるのではないかと考えているところです。

以上です。

○五石座長 ありがとうございます。

それでは、二巡目になりますけれども、残りの時間でさらに発言されたい方、いらっしゃいましたら、一度手を挙げていただけますでしょうか。名嘉構成員、お一人でしょうか。どなたでも、まだ時間がありますので、中島構成員と名嘉構成員、お二人でよろしいでしょうか。

それでは、3分ぐらいずつで、まず名嘉構成員、よろしくをお願いします。

○名嘉構成員 よろしくをお願いします。

谷口さんに教えていただきたいのですが、支援側の人材育成というときに、実態として割とあちこち福祉職が人材難というか、募集してもなかなか来ないとか、自分たち自立のほうも、補充しようと思ってもなかなか来ない。福祉事務所とかもそうなのですが、それは谷口さんに聞くのかなと思うのですが、一般的な傾向なのか、どうすればいいのかというのを御存じだったら教えてください。

○谷口構成員 僕も全国で研修とかをやっていくと、人材確保に困っているところが以前よりも多くなっている印象があります。コロナ禍ということもありますが、どうしても政策的に長くなっていけばいくほど従事する年数が多くなっていくわけですね。でも、給料は一定額あるいは入札制度でやっているところは削り合いが起り、逆に下がっていくしかないという状況では、当然プロというか、経験を積みノウハウを蓄積した人がそこにとどまりにくいというところがあって、10年選手、20年選手を抱えているところが少なくなってくるということになる。そういう意味でいくと、今後も全国的な傾向として深刻になっていく可能性はあるだろうと思っています。

○名嘉構成員 ありがとうございます。

もう一個だけ、これは藤森さんにお伺いすればいいのかと思うのですが、コロナ

禍でいろいろな支援策が制度として打ち出されていて、その適切さとか有効性については項目の一つになっていると思うので、これから自分たちも話していく必要があるのだろうと思うのですけれども、そのときに孤立とか孤独ということであったときに、家族の中からの孤立とか学校からの孤立とかコロナの影響で孤立するということもあると思うのですが、もう一つ、不可逆の社会情勢というか、単身が増えているということがあるのかなと思うのですが、それぞれについて質が違うとか、支援の形が違うということはあるのでしょうか、教えていただきたい。

○藤森構成員 孤独・孤立の研究は、マクロの研究が多いと思います。例えば、いざというときに頼れる人がいるのかとか、会話頻度はどのぐらいなのか、あるいは自分のことを頼ってくれる人がいるのかといった指標で、性別・年齢階層別とかで分析されているものが多いように思います。個別の有効性の研究は、これから行われるのではないかと思います。内閣官房の孤立・孤独の会議も、今年度中に調査が行われると聞いておりますので、これから発表されていくのではないかと考えております。

○名嘉構成員 ありがとうございます。

○五石座長 ありがとうございます。

それでは、前嶋構成員、よろしく申し上げます。

○前嶋構成員 時間があれですので、簡単に。

前回の22日の集まりのときに、私はこれはソーシャルワークそのものだというお話しをさせていただいたかと思います。地域共生社会の実現という大きな価値観があって、その中で多機関・多職種が連携して非常に複雑なケースに対応していく。その中で、将来の実践につなげるために科学的実践を行うことが求められているのだろうなということを感じました。

さらに言い漏らしたことを補足させていただくと、いろいろな機関と一緒に、それも当然責任を持って関わるということになると、どうしても職員に負荷がかかる。その費用的負担をどうするかということと、バーンアウトなど精神的な負担をどうするかということも併せて考える必要があると思います。そこでソーシャルワーク・スーパービジョンの導入がぜひ必要と感じました。

以上でございます。

○五石座長 ありがとうございます。

ちょっとだけ時間が残っていますが、さらにいかがですか。よろしいですか。最後に一言、まだお話しされたいという方、いらっしゃいますか。

間海構成員、よろしく申し上げます。

○間海構成員 朝比奈さんの発表を聞いていて、若い方の相談が多いみたいなお話があったと思うのですけれども、坂井市のほうでは若い人の相談は正直余りないのです。相談の地域性というか、求められている資源とかニーズというのが地域ごとにちょっとずつ違っているのだろうということで、そのニーズに合わせてサービスとかをつくっていく。だか

ら、地域の実情に応じてサービスを構築していく必要があるのかなと思いました。

以上です。

○五石座長 どうぞ。

○朝比奈構成員 よろしいですか。間海さん、ありがとうございます。

ただ、一方で、国の研修で、Bondプロジェクトの橘さんとか、よりそいの遠藤さんと一緒に、見えにくい若年女性の支援について、講義をこの4年ぐらいしているのですが、地方からは、うちの町には若い相談者がなかなかいないという話が必ず出てくるのですが、その人たちが地元では相談できないと行って都市部に流れてくるのです。窮屈な人間関係の中で、役場に行くと親の知り合いがいるとか、そういうことも含めて流れてきている。

私たちが若年層の相談が多いという話をしたのですけれども、それこそサポートステーションと5年前ぐらいから高校回りをずっとしているのです。もちろん、人口・年齢の動態とか、もちろんそういうことで変わってくると思うのですけれども、私はどこにも子ども・若者はいるとあっていて、来ている人に合わせてつくっていただくだけではなくて、来ていない人に合わせてどうするかという発想も必要じゃないかなと思っています。

以上です。

○五石座長 どうもありがとうございました。

それでは、時間も来ましたので、以上で終わりたいと思います。

○藤森構成員 すみません、藤森ですけれども、さきほど名嘉さんから御質問いただいた点について、付け加えさせていただきます。

○五石座長 どうぞ。

○藤森構成員 すみません、一言だけです。

昨年度、厚生労働省の社会福祉推進事業で、国立社会保障・人口問題研究所の「生活と支え合い調査」をベースに孤立の分析をしました。機会があれば、この委員会で少し発表させていただければと考えております。すみません。

○五石座長 いえ、どうもありがとうございます。

それでは、本日はこれで終了させていただきたいと思います。

最後に、次回の開催予定について事務局より連絡をお願いいたします。

○唐木室長 御発表と様々な御意見、御提言いただきまして、ありがとうございました。今後の検討の参考にさせていただきたいと思っています。

次回につきましては、2月中にオンラインでの開催を予定しており、現在、皆様に日程をお伺いしているところでございます。正式な開催通知につきましては、追って御案内いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○五石座長 ありがとうございました。

それでは、本日の議事は全て終了いたしましたので、閉会にさせていただきたいと思えます。

皆様、議事進行に御協力いただきまして、本当にどうもありがとうございました。